

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	21	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを全て都道府県知事に移譲すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
水源の公正な配分、合理的配置等を考慮した水道事業の統合等による水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合等を視野に入れた働きかけを行う上で支障となっている。

【制度改正の必要性】
移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつきめ細やかな指導・監督の実施が期待される。

【愛知県内の水道事業者の認可権限について】(平成26年4月1日現在)
大臣認可水道事業者 32事業体
県認可水道事業者 11事業体(簡易水道事業除く)

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

厚生労働省に河川行政や水資源行政と連携して一定の水利調整を行う役割があることは理解しているが、その役割は水道事業の認可権限と直接対応するものではない。県内市町村等の水道事業を指導監督する上で支障となっている事項があるため、県に移譲すべき。

水道法に基づく水道事業の認可・指導監督権限を県に移譲したとしても、水利調整については必要となる水道事業の情報を県から提供することで公正・中立な立場から厚生労働省自ら対応することが可能と思われる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかな。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないかな。

○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかな。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。

○ 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法

の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。

- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないか。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	150	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限移譲				
提案団体	鳥取県・大阪府				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水人口5万人以下の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。

また、厚生労働省の新水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。

【移譲による効果】

国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項、第2項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年13月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水利調整が国の果たすべき役割であるということについては、現に水利調整を必要とする5万人以下の水道事業において、水道事業認可を都道府県で実施していることから、水利調整と水道事業認可は密接な関係があるものの一体不可分とまではいえず、国と都道府県が連携することによって適切に水道事業の認可・指導が可能と考える。

また、今後水道事業の広域化を推進していく中で、5万人以上の水道事業者は広域化の核となるべき存在である。しかし、これら核となる水道事業者についての許認可・指導を都道府県が行うことができなければ、事業計画の把握・助言が困難となり、広域化を検討する際に大きな障害となる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかと。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないかと。

○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかと。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。

- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないかな。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないかな。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	237	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか
水道法施行令第14条第1項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年14月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情報が必要であることに異存はないが、必要に応じて都道府県から国に情報提供を行うことにより、水利調整と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える。

平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するために、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するためには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模事業者(国認可)を含めた全事業者との意見交換を積み重ね、管内の水道事業の発展的広域化を主導していく仕組みを構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)を踏まえて定められた現在の国・都道府県の分担のままでは、その実現が困難と言わざるを得ない。

都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとともに、事業者への立入検査も定期的実施している。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵守状況を確認するなど、きめ細やかな対応を行っている。

なお、H26.9.8厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者では低調」とあるが、これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有できるなどのメリットが見込まれる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかと。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないかと。

○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかと。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。

○ 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。

○ 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何かと。

○ 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないかと。

○ 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないかと。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないかと。

○ 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないかと。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番： 51

管理番号	299	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	都道府県による水道(用水供給)事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が行う計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量2万5千立方メートル超の水道用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状と課題】

水道事業及び水道用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣が行うこととされているが、そのうち、同法第46条により、給水人口が5万人以下の水道事業及び一日最大給水量が25,000m³以下である水道用水供給事業は、都道府県知事が行うものとされている。

現在、当県内の水道事業は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業者が多く、技術的基盤が脆弱であり、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が十分に構築されていない現状にある。

【課題解決に係る施策の方向性】

これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を図ることが有効であるが、その具体化には、地方の中核となる水道事業者等の存在が不可欠である。

厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中核となる水道事業者等には、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されているところである。

【施策に係る支障】

しかしながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量25,000m³超の水道用水供給事業の立入検査等の権限を有していないため、当該地域の関係水道事業者間の調整等に支障を来している状況にある。

【提案事項】

持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道府県知事に移譲している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべきである。

根拠法令等

水道法第46条第1項、水道法施行令第14条第1項及び第2項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年15月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

<回答>

平成8年12月の地方分権推進委員会第一次勧告の内容を踏まえ、平成9年に水道法施行令が改正され、広域的な水利調整と一体となった水道事業認可が必要としている現行制度となった当時の経緯は理解しているが、認可・立入検査等の権限が異なることにより、地域の水道事業体間の調整等に支障を来している現状の状況を勘案し、提案に沿った見直しをしていただきたい。

累次の水道ビジョンや平成27年度水道関係概算要求においても、水道事業広域化の推進が前面に打ち出されているように、地域の実情に応じた広域化の実施に向けて、これまで以上に都道府県がリーダーシップを発揮する必要があると考えられる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかと。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないかと。

- 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかと考えられる。
- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないかと。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないかと。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 51

管理番号	698	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業経営の認可等の権限移譲				
提案団体	大阪府和歌山県鳥取県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。

【具体的な改正内容】
水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用水供給事業を経営する者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが困難であれば、当該規定中の給水人口を5万人の規模から拡大する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】
別紙参照。

【制度改正の必要性】
地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

【提案が実現した場合の効果】
そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで（大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみ水道事業）の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年16月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

厚生労働省の見解では、国が水資源の合理的配分を行うため、水道事業の認可権限の移譲は不可とされているが、全国的に人口が減少している現状を勘案するとともに、新水道ビジョンで示される都道府県の広域化の調整機能の強化を図るべく、認可権限の移譲が必要と考える。

本府提案のように、水道用水供給事業者から全量供給を受ける水道事業者等に係る事業(変更)認可については、直接的な水利調整を必要としないため、権限移譲における支障は無いと考える。また、簡易水道事業の統合や、先般の水道法の改正による権限移譲(市域専用水道等に関する権限が都道府県から全市に移っている)の状況も考慮した上で、国と都道府県の役割分担について、見直しを行われたい。

(以下別紙参照)

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないかと。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな

いか。

○ 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないかと考えられる。

○ 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないと思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。

○ 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。

○ 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないかと。

○ 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないかと。

○ 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障なく事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

水利権調整と水道事業の運用については、状況に応じて水利権又は事業内容に関し、相互に調整を図る必要がある。一定規模以上の事業体においては広域的な調整が必要であり、関係者及び調整事項も複雑となることに加え、流域への影響も大きくなるため認可権限と切り離すことは困難。

さらに、規模の大きな事業体の水供給は水源の権利協議に大きな影響を及ぼすため、水源から供給まで一体的に管理を行うことが必要と考えられる。このため、全量受水水道事業体のみ認可権限を切り離すことは困難。

広域化の推進については、近年においても国と都府県が協力して水道事業の統合を行った事例もあり、国と都府県が適宜協力を図り推進して行くことが重要だと思われる。

各都府県における、事業体の管理、指導体制及び手法には格差があり、新水道ビジョンに示すようなアセットマネジメント、耐震化等の各種重要施策の実施率も低調である。

このようなことから、現状の都府県は全国的にみて、監視体制が不十分であること、水道事業者が今後行うべき重要施策を促進させる取組が不十分であること、また複数の都府県にまたがる河川水利権の調整は都府県が実施することは困難であることから、国による水道事業の認可権限を移譲することは認められない。

また、都道府県が事業主体となる水道事業について、都道府県が認可権限を有し監督することは、事業主体と認可権者が同じこととなり、水道事業の公益性の確保を鑑みて認められないことも付言する。

(大阪府：別紙)

<提案項目>

水道事業経営の認可等の権限移譲

<求める措置の具体的内容> (全文)

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。地域の実情に応じて、知事認可の対象を拡大するなど、都府県が広域的な事業間調整や連携推進の役割を果たしていくための枠組みを整備する。

【具体的な改正内容】

水道法施行令第14条第1項の

「水道事業（河川法第三条第一項に規定する河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業であつて、給水人口が5万人を超えるものを除く。）」の除外対象の一部（下線部分）を削除し、直接河川の流水を水源とする水道事業のみを除外対象とする。また、それが困難であれば給水人口を5万人の規模から拡大する。

<具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性> (全文)

【現状】

現状の水道事業経営の認可、変更認可権限は、水道法施行令第14条により、給水人口（5万人以下）等によって大臣又は知事に区分されている。平成25年3月に策定された「新水道ビジョン」では、各市町村がビジョンに沿った事業経営が行えるよう、リーダーシップを発揮した助言等を行うことが都道府県には求められている。府域においては、大阪広域水道企業団が、大阪市を除く42市町村に水道用水を供給しているため、43市町村のうち34市町（人口比98%）の水道事業が大臣認可となっている。

【支障事例】

近年、検討が進められている府域の水道事業統合に関して、府の積極的な関与を望む声も少なくないが、認可権限が限定されている現状においては、府が主導的な立場をとり、広域化を推進することに支障をきたしている。

昨年、大阪市と大阪広域水道企業団の統合協議は不調に終わり、現在は、大阪広域水道企業団と3つの受水市町村（四條畷市、太子町、千早赤阪村）との水道事業の経営統合について議論されているが、水道法第5条の2の広域的水道整備計画の策定等に係る調整等を根拠として、府が事業認可や報告徴収の権限が及ばない他の水道事業者に対し、統合検討を促すのにも限界がある。

【制度改正の必要性】

地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直

接管することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

【提案が実現した場合の効果】

そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで（大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみ水道事業）の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

(意見別紙)

【第1次勧告からの事情変更】

第1次勧告以降、全国的に人口が減少している現状を勘案するとともに、新水道ビジョンで示される都道府県の広域化の調整機能の強化を図るべく、認可権限の移譲が必要と考える。また、先般の水道法改正による専用水道の権限移譲の状況も考慮した上で、国と都道府県の役割分担について見直しを行われたい。

【指導監督の状況等】

本府では、毎年、府内全45事業体に対し、水道事業計画ヒアリング（別途国庫補助ヒアリングも実施）を行うとともに、保健所を設置する市を除く全ての水道事業体に対して一斉調査・立入検査を本庁と保健所が連携して（通常年1～2回）実施するなど、十分な指導監督体制を有しており、権限移譲で指導水準の低下を招くとは考えていない。府域を網羅して全ての事業体に対し指導監督・調整等を行う面では、府が実施する方が適しており、内容的にも国方針に沿って、国と同様の立入調書を活用して立入等を実施している。また、本府では、府内事業者を対象に広域化に関する勉強会やアセットマネジメント実践研修等も随時実施しているところであり、指導の「量」だけではなく、「質」の面でも問題なく事務を実施できると考えている。

なお、都道府県間の指導水準差の解消に関しては、共通様式の立入調書を用いて国が指導結果の報告を求めるなどの方法を通じて是正が可能と考える。

【移譲を求める範囲】

本府では、約8～9割の事業体が知事認可となる給水人口で25～50万人までの引き上げが妥当と考える。しかし、単なる給水人口の拡大では、人口規模の小さい都道府県では、移譲対象の規模が大きくなりすぎることも懸念される。そのため、適度な国との分担が行えるよう、本府が提案している「水道用水供給事業者からの受水のみで運営している水道事業について移譲」を行っていただきたいと考える。